

平成 30 年 1 月 30 日（火）医療・介護ワーキング・グループ

「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現」にかかる主な論点

（規制改革実施計画のフォローアップ）

【質問 1】（これまでの取組み）

- ・ 運用実態調査の結果、どのようなことが分かったのか。調査研究事業では運用実態を踏まえてどのような意見が出ているのか。これらを受けて、各規制改革事項についてどのように対応する方向か。

特に、規制改革実施計画の中で、「平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度上期中に速やかに措置」とされている、以下の事項について、どのような検討がされているか。

- ◇ 「訪問介護における連続的な提供」(No. 10 (a) 及び No. 11 (a))
- ◇ 「通所介護における両サービスの柔軟な組合せ」(No. 10 (b) 及び No. 12)
- ◇ 「利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制」(No. 10 (c) 及び No. 14)

【質問 2】（課題・懸念を踏まえた対応）

（質問 2-1）

- ・ 各保険者等の運用実態の状況及び調査研究事業における議論などを踏まえ、現在、厚生労働省は介護保険内・外サービスの提供にあたり、どのような課題・懸念を抱いているのか。規制改革会議が平成 29 年 4 月の意見で示した制度上の工夫で対応できない課題・懸念はあるのか。

| 厚労省が示した課題・懸念(※1) | 規制改革会議が示した制度上の工夫(※2) |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援・重度化防止の阻害のおそれ ・ 保険給付増加の呼び水となるおそれ ・ 適正な保険給付を担保するサービスの区分 ・ ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント | <ol style="list-style-type: none"> ① 多職種によるアセスメントを経た上でのケアプラン策定を促進すること ② ケアマネジャーが自立支援・重度化防止の観点を踏まえて保険外サービスをケアプランに位置付けること ③ 事業者が契約時に説明すべき事項や契約解除について留意すべき事項を明示すること ④ 苦情処理体制等について一定の条件を満たした事業者にのみに保険内外を柔軟に組み合わせた介護サービスの提供を認めること |

※1 規制改革実施計画 No. 11 「(b) 同時一体的提供」に対する課題より抜粋

※2 「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見（平成 29 年 4 月 25 日規制改革推進会議）より抜粋

（質問 2-2）

- ・ 基本的には、ケアマネジャーが保険外サービスも含めマネジメントすれば、厚生労働省が示した課題・懸念は解決するようになると思われるが、厚労省としてはどのような見解か。

（質問 2-3）

- ・ 消費者保護や苦情処理の体制は、本来、介護保険制度が「措置」から「契約」に切り替わった時点で整備すべきもののように思われるが、現在どのような体制なのか。

（質問 2-4）

- ・ ケアマネジャーを介さない場合の消費者保護や苦情処理体制の強化が必要であれば、厚生労働省が消費者庁などに働きかけて、規制改革会議が示した制度上の工夫③・④を早急に示すべきではないか。

【質問3】（今後の取組み）

- ・厚生労働省は、調査研究事業の報告書の取りまとめを受けて、どのようなプロセス・スケジュールを経て、通知を発出する予定か。

特に、規制改革実施計画の中で、「平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度上期中に速やかに措置」とされている、以下の事項について、地方自治体や介護事業者にも分かりやすいよう、保険内・外サービスの考え方やポジティブリストなどが一覧性や明確性を持たせた形で示されるのか（規制改革実施計画 No. 10）。

- ◇ 「訪問介護における連続的な提供」(No. 10 (a) 及び No. 11 (a))
 - ◇ 「通所介護における両サービスの柔軟な組合せ」(No. 10 (b) 及び No. 12)
 - ◇ 「利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制」(No. 10 (c) 及び No. 14)
- ・規制改革実施計画の中で、平成 29 年度検討開始とされている『訪問介護における「保険サービス」と「保険外サービス」の同時一体的な提供 (No. 11 (b))』及び平成 29 年度整理開始とされている『指名料、時間指定料の徴収 (No. 13)』は、検討や整理をいつから開始し、どのようなプロセスを経て結論を出す予定か。

介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|---------------------------------------|--|--|----------------|
| 10 | 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知 | 介護保険サービスと保険外サービス（以下「両サービス」という。）の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記 a～c についての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知（技術的助言）を発出し、周知を図る。 a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No. 11 の a 参照） b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備（No. 12 参照） c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化（No. 14 参照） | 平成 29 年度 検討・結論、 平成 30 年度 上期中に速 やかに措置 | 厚生労働省 |
| 11 | 訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等 | 訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、 a 両サービスの組合せに係る現行のルールの整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。）について検討し、結論を得る。 また、 b 両サービスの同時一体的な提供の在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。 ・自立支援・重度化防止の阻害のおそれ ・保険給付増加の呼び水となるおそれ ・適正な保険給付を担保するサービスの区分 ・ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント | a: 平成 29 年 度検討・結論 b: 平成 29 年 度検討開始 | 厚生労働省 |
| 12 | 通所介護サービスにおける柔軟な組合せの実現 | 通所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記の a～c について検討し、結論を得る。 a 事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化 b 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルールの在り方 c 保険サービスを提供していない日・時間帯における、事業所の人員・設備を活用した保険外サービスの提供や、同一事業所内に両サービスの利用者が混在する場合のサービスの提供に係る現行のルールの整理 | 平成 29 年度 検討・結論 | 厚生労働省 国土交通省 |
| 13 | 保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方 | 特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。 | 平成 29 年度 整理開始 | 厚生労働省 |
| 14 | 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化 | 法定代理受領サービスでない指定サービスを利用者の自費負担により提供する際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定サービスに係る費用の額の間、不合理な差額を設けてはならないことについて、不合理な差額の解釈を明確化する。 | 平成 29 年度 検討・結論 | 厚生労働省 |

以上